

議案第35号

石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年石垣市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「850,000円」を「901,000円」に、「682,000円」を「723,000円」に、「626,000円」を「664,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

昨今の原油、原材料価格の上昇に伴う家計への影響及び県内他市の特別職報酬等の状況並びに社会経済情勢等を総合的に勘案のうえ、特別職の給与等について所要の措置を講ずるため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年石垣市条例第54号）の新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表		別表	
区分	給料月額	区分	給料月額
市長	<u>850,000円</u>	市長	<u>901,000円</u>
副市長	<u>682,000円</u>	副市長	<u>723,000円</u>
教育長	<u>626,000円</u>	教育長	<u>664,000円</u>
固定資産評価員	514,000円	固定資産評価員	514,000円